

安養寺永代供養納骨墓 使用規程

平成23年10月1日施行

宗教法人 安養寺

第1条（永代供養墓使用規程）

本規程は宗教法人安養寺（以下「当寺」という）が設置し管理及び運営する安養寺境内地内（あさひ高殿墓苑内）合祀型永代供養・納骨墓『久遠の燈』（以下「永代墓」という）における埋蔵及び管理と供養に関する必要な事項について定めたものです。

第2条（使用目的）

永代墓は、人の焼骨の埋蔵以外の目的に使用することができません。

第3条（使用承諾）

永代墓は宗派の如何を問わず、永代供養墓申込者（以下「申込者」という）が永代供養墓申込書に必要な事項を記入のうえ、永代供養料を完納後、宗教法人安養寺の許可を受けて使用することを認めます。

第4条（使用権）

永代墓の使用権は原則として申込書記載の使用者のみが有します。なお、例外として当寺が許可した場合のみ使用者の変更を認めます。

第5条（永代供養料）

- （1） 申込者は、永代墓の申込時に、永代供養料を当寺の定める期日までに納入してください。永代供養料は、1名分につき25万円です。同時に2名分以上申込される場合、2人目からの供養料は1名分につき20万円となります。又、生前予約・霊標プレートなしのプランの場合は1名分につき20万円とします。
- （2） 既納の永代供養料は、いかなる事由があろうとも返還しません。
- （3） 申込書記載の埋葬者（以下「使用者」という）の永代墓の使用に際し、第5条の（1）記載の永代供養料以外、原則として永代に亘り請求しません。
（但し、第10条に掲げるような事項等により当寺又はその他墓地使用者に損害が発生した場合を除きます。）

第6条（使用権の継承）

申込者、使用者、使用権者は、使用権について、譲渡、転貸、担保権の設定など一切の処分をすることができません。

第7条（変更の届出）

永代供養墓申込書記載事項に変更があったときには、ただちに当寺までご連絡ください。

第8条（埋蔵及び管理と供養の実施）

- （1） 当寺は使用者の焼骨を永代墓に埋蔵し適切に管理と供養をおこなうものとします。
- （2） 申込者は焼骨を埋葬する場合には、市町村発行の「埋葬（火葬）許可証」を当寺に提出して、その許可を受けなければなりません。
- （3） 永代墓における供養は、当寺の法儀に従って当寺がおこないます。

第9条（改葬）

永代墓使用後の改葬はできません。また、納骨後の御遺骨の取り出し・返還はできません。

第10条（使用権の取消）

- （1） 使用目的以外の目的に使用したとき。
- （2） 使用権者以外のものに使用させたとき。
- （3） 著しく迷惑となる行為、その他霊園の管理を害する行為をしたとき。
- （4） その他、法令、規程に違反したとき。

(5) 申込者及び使用権者が申し出たとき。

第11条（使用権消滅のときの使用料）

第10条によって使用権が消滅したとき、永代供養料およびプレート代の返還を求めることはできません。

第12条（補則）

- (1) 天変地異等、不可抗力による霊標・墓石等の損害、及び盗難等第三者による加害行為によって生じた被害については、当寺は一切その責任を負いません。
- (2) 参詣時の他者及び当寺の迷惑となる行為はしないでください。また、境内地内の施設用品等を破損した場合は、その復旧費用を負担していただきます。
- (3) 本規程、及び本規程に定めない規定については、法律・条例などが改正された場合、又は当寺が改正の必要を認めた場合、これを改正します。

第13条（個人情報保護）

- (1) 当寺は、原則として、ご提供いただいた個人情報を第三者に提供・開示することはいたしません。ただし、法令等に基づき裁判所・警察機関などの公的機関から開示の要請があった場合については、当該公的機関に提供することがございます。
- (2) 提供された個人情報の照会、訂正等を希望される場合には、弊社対応窓口までご連絡いただければ、法律に定められた範囲で対応させていただきます。
- (3) 当寺は、個人情報保護を適切に維持するため、個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、保護活動を、維持、改善してまいります。

附則

この規程は平成23年10月1日より施行します

2018年1月1日 第1条、第6条(1) 改正 施行

2021年1月1日 第1・2・3・4・5条、第6条(1)、第7・8・9・12条 改正 施行

2022年4月1日 安養寺永代供養納骨墓 使用規程題名中「規定」を「規程」に修正

2022年4月1日 第1条、第10条、第13条(3)改正、第14条を追加 施行

2023年6月1日 第1条改正、第4条を第6条と統合し削除、条ずれ修正の為以下第4条以下条項改正 施行